

司法院釈字第 610 号（2006 年 3 月 3 日）*

争 点

公務員懲戒法第三十四条第二款は違憲ですか。

（公懲法第三十四条第二款規定違憲？）

キーワード

公務員懲戒処分、再審議申請、起算日、訴訟権の平等保障

解釈文：公務員懲戒法第三十四条第二款の規定によると、同法第三十三条第一項第四款によって再審議に移送または申請する者は、関連する刑事判決が確定した日から三十日以内に行わねばならない。当該期間の起算日の規定を適用する際に、（以下のような問題が発生する状況がある）懲戒処分を受けた人は、刑事裁判の被告であるが、当該裁判（たとえば無罪判決）に対し不服を申し立てることができずに単に他方の当事者が不服を申し立てることができる場合、または懲戒処分を受けた人は、当該刑事裁判の被告ではなく

て、単に当該裁判に關係しているなどの場合（である）。（というのは、）現行刑事訴訟法制においては、裁判の送達を受ける時期、不服を申し立てられるが申し立てないこと、さらに裁判がいつ確定されるかなどの事項に関しては、裁判所、検察官（署）または自訴人が被告および関係者に通知しなければならないなどの規定がまったく設けられていない。そのため、懲戒処分を受けた者は、こうした裁判の確定日を知ることができないがゆえに先述した規定によって再審議を申請することができなくなる（からである）。先述した期

*翻訳者：賴 宇松

間の起算日の規定では、懲戒処分を受けた者が関連する刑事裁判における異なる訴訟の地位、当該裁判が確定したときに、懲戒処分を受けた者が裁判の確定の事実を知っているかどうかを区別せずに一律に当該裁判の確定日を再審議申請の起算日と定められている。こうした規定では同様に設けられる必要性が合理かつ正当な理由づけで十分に説明されていないし、異なる事項に対して合理的な区別をつけずに同様に処理しているので、憲法第七条及び第十六条における人民の訴訟権を平等に保障する趣旨に合致していない。先述した被懲戒処分人が関連する刑事確定裁判をもって再審議できる法定期間は、当該裁判の確定日を知った日から起算してはじめて先述した憲法規定の趣旨に合致するのである。従って、先述した（公懲法の）規定では本解釈の趣旨に合致していない部分は今後適用してはならない。また本院釈字第四四六号解釈はさらに補充解釈をしなければならない。

解釈理由書：憲法第十六条に

おける人民の訴訟権は、人民自らの権利が侵害された際の司法救済を求める手続的な基本権である。その具体的な内容は、立法機関によって関連する法律を制定してから始めて実現することができる。ただ立法機関によって制定された訴訟救済手続に関する法律は、正当法律手続（デュー・プロセス）および憲法第七条における平等原則の旨に合致してはじめて人民の手続基本権を十分に実現することができるのである。公務員に対する懲戒事項は、司法権の範囲に属し、現に公務員懲戒委員会（以下公懲会という）によって審理されている。懲戒処分が人民の公職に就く権利に大いに影響するため、立法によって形成された懲戒案件の再審議制度は、自ずと先述した原則に合致してはじめて懲戒処分を受けた者に十分な訴訟権保障を与えることができる。

公務員懲戒法（以下公懲法という）第三十三条第一項第四款によると、原議決を経た後、刑事確定裁判所によって認定された関連する事実は原議決と相違する場合

、原移送機関または懲戒処分を受けた者は、移送または再審議を申請することができる。ただ公務員の懲戒処分が議決を経てすぐに確定されるため、事実認定に誤りがあるとしたら、その他の救済措置が存在していないのである。従って公懲法では特別救済制度を設けるために前記条文を定めたのである。よって懲戒処分を受けた者は、特定の条件の元で再審議を申請する訴訟権を有する。また同法第三十四条第二款の規定によると、移送または再審議を申請する場合、「前条第一項第二款ないし第四款を理由とする場合、関連する刑事裁判が確定した日から三十日以内に」行わねばならない。当該立法の趣旨は移送または再審議を申請する期間、そして当該期間の起算日を規定すること、そして（こうした規定を持って）法律の安定性を維持することにある。懲戒処分を受けた者が同時に刑事裁判の被告であり、不服を申し立てた際に、もう一方の当事者（検察官または自訴人）もまた不服を申し立てるが、その権利を放棄しまたは上訴を撤回した場合、刑事

訴訟法第三百六十条によると、「上訴を放棄または上訴を撤回した場合、書記官はすぐに他方の当事者に通知しなければならない」。従って、当該懲戒処分を受けた者が、当該通知を受けてから、当該裁判に対して不服を申し立てるべきか、そして当該裁判がいつ確定されるかを決定または計算することができるので、再審議の申請の期間は自ずと裁判が確定した日から起算することになる。よって当該期間の起算日に関する規定を適用するにあたって、まったく問題は生じないのである。ただし、（1）懲戒処分を受けた人が関連する刑事裁判の被告でもあり、他方の当事者が不服を申し立てなかった場合、または（2）懲戒処分を受けた人は刑事裁判の被告であるが、当該裁判（たとえば無罪判決）に対し不服を申し立てることができなくて単に他方の当事者が不服を申し立てができる場合、または（3）懲戒処分を受けた人は、当該刑事裁判の被告ではなくて単に当該裁判に關係しているなどの場合、現行刑事訴訟法においては、裁判の送達を

受ける時期、不服を申し立てるが申し立てないこと、さらに裁判がいつ確定されるかなどの事項に関しては、裁判所、検察官（署）または自訴人が被告および関係者に通知しなければならないなどの規定がまったく設けられていない。従って、懲戒処分を受けた者は、こうした裁判の確定日を知ることができないため、先述した規定によって再審議を申請することができなくなる。そして先述した期間が不变期間であって、期間を過ぎれば、失権の効果が生じることになる。結論を先に言うと、先述した期間の起算日の規定では、懲戒処分を受けた者が関連する刑事裁判における異なる訴訟の地位、当該裁判が確定したときに、懲戒処分を受けた者が裁判が確定した事実を知るかどうか（などの状況）を区別せずに、一律に当該裁判の確定日を再審議申請の起算日と定めているのである。こうした規定は、（異なる状況を）同様に規定する必要性を合理かつ正当な理由で十分に説明していないし、異なる事項に合理的な区別をつけずに（同様に）処理しているので、平

等原則に反することになる。

先述した公務員懲戒再審議の申請の起算日に関する不变期間の規定と似ている内容は、民事訴訟法第五百条第二項および行政事件訴訟法第二百七十六条第二項にそれぞれに置かれている。前者は、「前項期間が判決の確定時から起算する。判決が送達する前に確定した場合、送達時から起算する。その再審理の理由が発生するまたは知る時点が後である場合、知る時点から起算する。ただし、判決が確定されてから五年間を超えた場合、提起することができない。」と定められている。後者は、「前項期間は判決の確定時から起算する。但し、再審理の理由が後の時点で知られる場合、知る時点から起算する。」と定められている。この二つの規定は、訴訟の特別救済事由に応じてそれぞれに異なる不变期間である起算日を設けて、異なる事項に合理的な区別をつけるのである。従って、先述した懲戒案件の懲戒処分を受けた者にとって、公懲法第三十四条第一項第四款に基づき、関連する

刑事裁判の確定日を知らずに再審議を申請しようとする場合、当該不变期間は当該者が当該判決の確定日を知った日から起算してこそ訴訟権を平等に保障する趣旨に合致するのである。公懲法第三十四条第二款の再審議申請期間の起算日に関する規定が、先述した本解釈の趣旨に合致していない部分は、憲法第七条および第十六条の趣旨に抵触して今後適用してはならない。それに、今後公懲法および関連する法律を修正し、他の妥当な規定を設けることによって、合憲の状態に回復しなければならない。ただ、修正するまでに、公懲会は本解釈の趣旨に沿って、被懲戒処分者が関連する刑事裁判の確定を知る日を再審議の申請期間の起算日と見なさねばならない。そして公懲会によって再審議申請を棄却された申請人らは、本解釈の趣旨に基づいて再審議を申請することができる。当該再審議の期間は、本解釈が送達された日から起算する。本院釈字第四四六号解釈でいう再審議法定期間の起算日に関して「不服を申請できる第一審及び第二審裁判にとつては、裁

判が確定した日から起算しなければならない」部分に本件の解釈を付け加えねばならない。

そのほか、申請人らは、現行公務員懲戒制度では回避制度が実現されていないこと（公懲法第二十九条の刑事訴訟法準用規定）、それに現行制度では「刑懲併行」ではなく、「刑先懲後」を実施しなければならないなどの規定が憲法第十六条訴訟権保障の趣旨に違反することを指摘して併行に解釈を申請した。この部分に関しては、関連する事項に関わっている諸規定が、本件確定終局議決で引用されなかったので、司法院大法官審理案件法第五条第一項第二款規定に合致していないため、同条第三項の規定によって申請を受理しないこととする。

本解釈は、曾有田大法官による補充意見書、許玉秀大法官・林子儀大法官・許宗力大法官による部分補充意見書、彭鳳至大法官・徐璧湖大法官による反対意見書がある。